

令和3年度(2021年度)高校入学試験における新型コロナウイルス感染症対策について

入学者選抜においては、文部科学省及び各関係機関からの通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の予防対策等を講じた上で、受験機会の確保を図るとともに受験生が安心して受験できる環境にて試験を実施するために、次のように対応します。

1 本校における対応【試験会場および関係職員の衛生管理等】

(1) 事前準備

① 試験室の環境

座席の配置は、あらかじめ感染予防策を講じていることを踏まえた上で受験者間に十分な間隔を確保します。

② 手指アルコール製剤の準備

試験場入口や試験教室ごとに速乾性アルコール製剤を配置します。

③ 別室の確保

以下のア～ウの対象者については、それぞれ別室を準備し、トイレの場所も通常会場と異なります。また、ウにおいては、入試会場の行き帰りの際、公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けての移動となります。

ア) 医療機関を受診して検査結果が判明している体調不良者、または受験前日までに中学校から別室受験の申し出があった者

イ) 医療機関を受診してインフルエンザ等の出席停止対象の感染症(新型コロナウイルス感染症以外)の者

ウ) 医療機関を未受診で発熱や咳など感冒症状の者、または受験当日に別室受験を希望する者

(37.5℃以上の発熱がある場合は、追試験)

④ 試験場の清掃及び消毒

試験前日は試験室の清掃を十分に行い、消毒液(消毒用アルコールや界面活性剤等)にて机や椅子の拭き取りを行います。トイレや手すり、扉など不特定多数が触れる場所についても同様の対応をします。

⑤ 集合場所・保護者等控室の対応

試験場での集団形成・密状態を極力抑制する観点から、試験前の集合場所や引率教員及び保護者等控室については設置いたしません。

⑥ 試験監督者等の体調管理及び感染対策

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前後7日程度を目安に、各自で毎朝検温し、その結果を記録するとともに、体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など適切な対応をとります。

また、「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒等の手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を日常から実践しております。

⑦ 関係機関との連携・協力体制の構築

万一感染者がいた場合に備え、試験場ごとの受験者リスト及び職員リストを作成しておくとともに、関係機関との連携が円滑に行えるように準備をしています。

(2) 試験当日の対応

① マスク着用・手指アルコール製剤の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務とします。(フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは不可)

休憩時間や昼食時等については、他者との接触、会話を控えていただきます。

試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置していますので、入退室時に必ず消毒を行っていただきます。

② 試験場入場前の対応

試験場入場前は、受験者同士の間を充分にとり、会話を控えていただくようお願いします。また、入場の際は係員の掲示に従ってください。

また、入場時に体温測定・手指消毒を行います。その時点で 37.5℃以上の発熱を認めた場合、受験を取り止め、追試験の受験対象者となります。(試験中に 37.5℃以上の発熱した場合も追試験の受験対象者となり、当日すでに受験した奨学・専願入試の科目の成績は無効となります)

その他、発熱・咳等の感冒症状がある場合や別室受験を希望する場合は入場時にその旨を申し出てください、別室での受験とします。(1. (1) ③「別室の確保」ア～ウをご参照ください)

③ 試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出のたびに、入り口に設置してある消毒液で手指消毒を必ず行っていただきます。(試験監督者等も同様)

④ 発熱・咳等の症状のある受験者への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者等が確認します。発熱・咳等の症状のある受験者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず別室での受験となり、係員の指示に従っていただきます。

また、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受験者に影響があると試験監督者が判断した場合は、試験中であってもその受験者の受験を中断し、別室での受験を指示することがあります。なお、37.5℃以上の発熱を認めた場合は、その時点で受験を取り止め、追試験の受験対象者となります。(すでに受験した奨学・専願入試の科目の成績は無効となります)

入試会場からの帰りにおいて、公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて帰宅してください。

⑤ 無症状の濃厚接触者*1への対応

※1.本ガイドラインにおける濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほかに、

過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間が必要な国・地域からの日本入国者を含みます。

保健所にて、濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、試験の前日までに、受験者から出身中学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、以下のア～エのいずれの要件も満たし、本文書で示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者の別室受験を認めます。

ア) 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査または検疫所における抗原定量検査)の結果が、陰性であること
(一般のクリニック等での検査は認めません) ※検査結果が判明していない場合は、追試験の対象とします。

イ) 受験当日も無症状であること

ウ) 入試会場への行き帰りにおいて、公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて移動すること

エ) 終日、別室で受験すること

⑥ インフルエンザ罹患等及び無症状の濃厚接触者の別室対応が必要な者が受験する場合の感染対策

別室での受験を認める場合には、一般の試験場で行う感染対策の他に以下の対策を講じます。

ア) 建物内での移動等において、他の受験者と接触しないようにします。

※移動時の受験者同士の距離を一定間隔空け、利用するトイレを一般の試験場と分ける等の対策を取ります。

イ) 室内では受験者の座席間隔を十分に確保します。

ウ) 受験者と試験監督者との距離を十分に確保します。(答案回収等の際にはこの限りではありません)

⑦ 換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くします。また、少なくとも試験終了ごとに、試験監督者が窓を開放します。

⑧ 昼食時の対応

昼食時の受験者同士の会話は控えていただきます。また、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等はいりませんので、受験者は指定した席で机を動かさずに食事をしていただきます。

⑨ トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、混雑を避けるために時間の余裕を持って使用し、長期滞在を避けるとともに、使用後は必ず手洗いをさせていただきます。なお、トイレの換気は常時行い、感染予防の観点から、各自で手拭きハンカチ・タオルをご持参いただきます。(休憩時間 20 分、昼食 50 分程度)

⑩ 試験終了時

試験終了時の混雑を避けるため、各試験室からの退出は順番に行い、速やかにご帰宅いただきます。

また、各自寄り道などはせずに帰宅し、帰宅後はまず手や顔を洗い感染予防行動をとってください。

⑪ 体調不良の試験監督者等への対応

当日、試験業務に携わる試験監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとることとし、試験業務は行いません。

(3)試験終了後の対応

① 試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うこととし、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

② 試験室の消毒

試験終了後、トイレなどを含む試験場等は消毒液(消毒用アルコールや界面活性剤等)にて拭き取ります。

③ 保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験者や試験監督者等がいた場合には速やかに保健所及び熊本県総務部総務私学局私学振興課に連絡します。また、濃厚接触者の特定など保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力をし、適切な対応を行います。

2 受験者及び保護者の皆様へのお願い

試験場における感染拡大を防止し、受験者の皆様が安心して受験できる環境を確保していくために、あらかじめ次の点についてのご協力とご理解をお願いいたします。

① 自主検温及び健康観察

日頃から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認してください。

② 医療機関での受診

受験者は、発熱・咳等の感冒症状がある場合、あらかじめ医療機関への受診を行ってください。受診後、別室受験の対象となる場合や別室受験の判断が不明な場合は、その旨を中学校の先生にお伝えください。

以下の ア～ウ の対象者については、それぞれ別室を準備し、トイレの場所も通常会場と異なります。また、ウ においては、入試会場の行き帰りの際、公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けての移動をお願いします。

ア) 医療機関を受診して検査結果が判明している体調不良者、または受験前日までに中学校から別室受験の申し出があった者

イ) 医療機関を受診してインフルエンザ等の出席停止対象の感染症（新型コロナウイルス感染症以外）の者

ウ) 医療機関を未受診で発熱や咳など感冒症状の者、または受験当日に別室受験を希望する者

③ 追試験（一般入試）の受験対象となる場合

以下の ア～オ の対象者については、感染拡大予防の観点から追試験の受験対象となります。

ア) 新型コロナウイルス感染症と診断され、試験当日が隔離対象にある者。

イ) 新型コロナウイルス感染が疑われる者として、医療機関での検査を受け、結果が判明していない者。

ウ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として、試験当日が保健所の健康観察の期間内にある者。

（ただし、無症状の濃厚接触者については、1.（2）⑤及び⑥で示す条件のもと、受験可）

エ) 医療機関を未受診で37.5℃以上の発熱を認めた者。 ※試験中も含む

37.5℃以上の発熱を認めた時点で受験を中止し、帰宅します。その場合、入試会場からの帰りにおいて、公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて帰宅してください。保護者の迎えがある場合は、別室へ移動し待機します。迎えに到着されましたら事務室に申し出てください。係が対応します。

オ) 在籍する中学校長が追試験の受験対象と判断した者

④ 試験当日における対応

発熱・咳等の感冒症状のある受験者や別室受験対象となる場合は、事務室に申し出てください。

また、症状の有無にかかわらず、飛沫感染防止のためのマスクを各自持参し、試験場では昼食時以外は常に着用してください。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみでの受験は不可です。

⑤ 試験当日の服装や昼食等

試験当日、換気のために試験室の窓を開放する時間があるため、上着を着用するなど暖かい服装でご来場ください。また、休憩時間（20分）や昼食時（50分程度）等における他者との接触、会話を控えるようにしてください。

昼食は指定した席で机を動かさずに食事をしてください。

感染予防の観点から、各自で手拭きハンカチ・タオルをご持参ください。

⑥ 発熱・咳等の症状のある受験者への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者等が確認します。発熱・咳等症状のある場合には、本人の申出の有無にかかわらず別室での受験となり、係員の指示に従っていただきます。

また、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受験者に影響があると試験監督者が判断した場合は、試験中であってもその受験者の受験を中断し、別室での受験を指示することがあります。なお、37.5℃

以上の発熱を認めた場合は、その時点で受験を中止し、帰宅いただきます。入試会場からの帰りにおいて、公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて帰宅していただくこととなります。その場合、追試験の受験対象者となります。（すでに受験した奨学・専願入試の科目の成績は無効となります）

⑦「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗いや咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、基本的な生活習慣を整え、体調管理に心がけてください。

【追試験（一般入試）の対象となる場合】

- ア) 新型コロナウイルス感染症と診断され、試験当日が隔離対象にある者。
- イ) 新型コロナウイルス感染が疑われる者として、医療機関での検査を受け、結果が判明していない者。
- ウ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として、試験当日が保健所の健康観察の期間内にある者。
(ただし、無症状の濃厚接触者については、条件によっては受験可)
- エ) 37.5℃以上の発熱を認めた者。 ※試験中も含む
(事前に医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染の検査対象外となった者を除く)
発熱を認めた時点で受験を取り止め、別室へ移動し、追試験等の受験を検討。
- オ) 在籍する中学校長が追試験の受験対象と判断した者

【無症状の濃厚接触者で別室受験対象となる場合】

- ※発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、次の条件を満たす場合は別室受験可とする。
- ア) 初期スクリーニング(自治体による PCR 検査又は検疫所における抗原定量検査)の結果が陰性であること
(一般のクリニック等での検査は不可)
- イ) 受験当日も無症状であること
- ウ) 受験者から、試験の前日までに、出身中学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受けていること
- エ) 入試会場への行き帰りにおいて、公共の交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて移動すること
- オ) 終日、別室で受験すること

